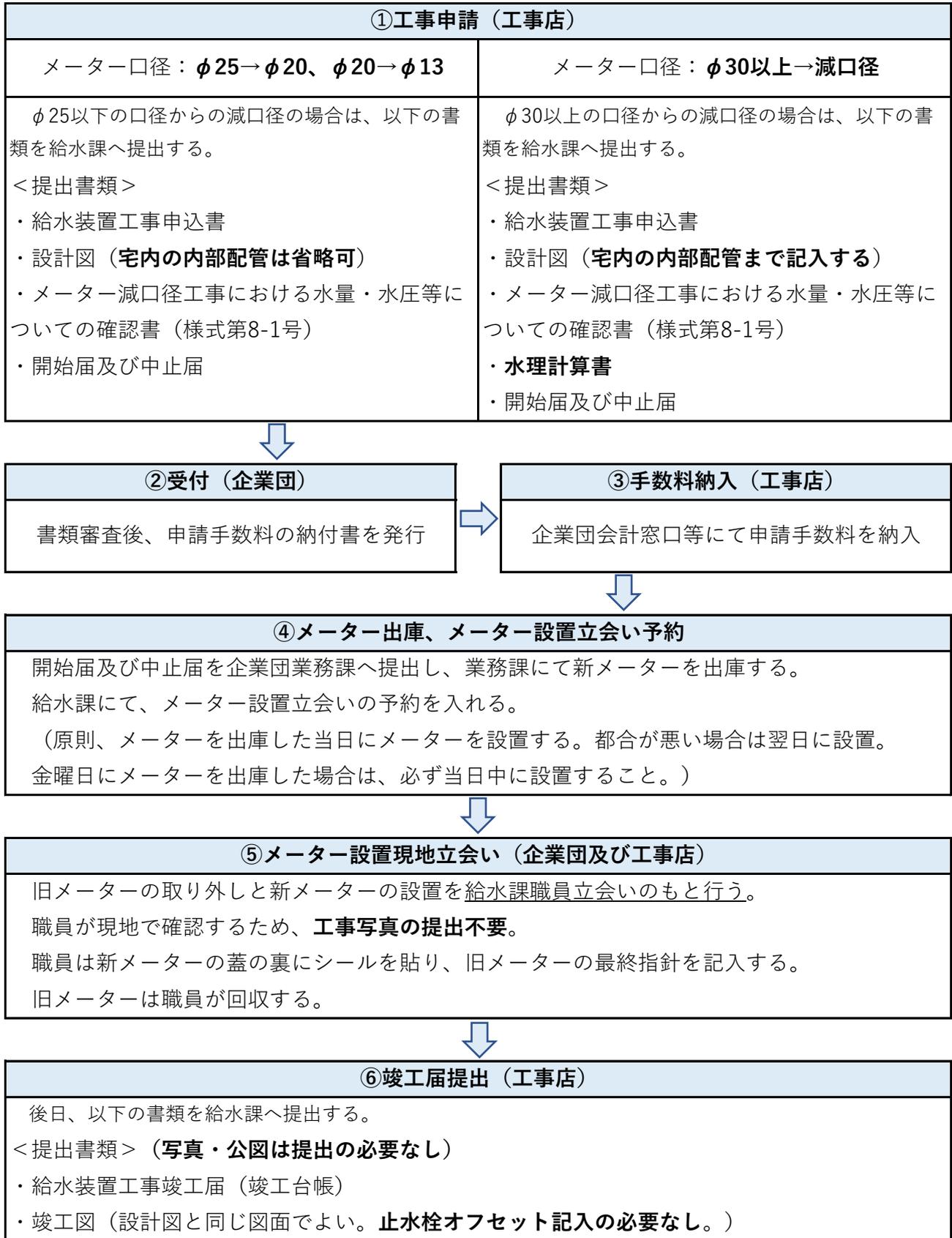


# メーター減口径工事申請フロー

メーターブッシングを使用した減口径工事に限り、工事申請を簡略化し、以下のフローとします。



※新メーターの使用期間が検針期間の1/2に満たない場合は旧メーターの料金が適用されますので、メーターを交換する時期によっては、減口径後の料金に変更となるのが翌々月になる場合があります。